

## 議案第4号

我孫子市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について

我孫子市附属機関設置条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年12月2日提出

我孫子市長 星野順一郎

### 提案理由

我孫子市予防接種健康被害調査委員会については、医学的な見地から資料の収集等の調査を行う機関であり、予防接種と健康被害の因果関係の判断は行わないことから、これを明確にするため提案するものです。

## 我孫子市附属機関設置条例の一部を改正する条例

我孫子市附属機関設置条例（令和元年条例第17号）の一部を次のように改正する。

改正後					改正前				
別表（第2条関係）					別表（第2条関係）				
執行機関	附属機関	担任する事務	委員の定期	委員の定期	執行機関	附属機関	担任する事務	委員の定期	委員の定期
市長	我孫子市予防接種健康被害調査委員会	市が実施した予防接種に起因して発生した疑いのある健康被害について、医学的な見地から <u>調査すること。</u>	略	略	市長	我孫子市予防接種健康被害調査委員会	市が実施した予防接種に起因して発生した疑いのある健康被害について、医学的な見地から <u>調査審議すること。</u>	略	略
		略	略	略			略	略	略
備考 略					備考 略				

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。